

第4回浦河町教育委員会会議（定例会）議案

日 時 令和4年3月30日(水)
午後3時より
場 所 大会議室

1 会議録署名委員指名の件

2 行政報告

別 紙

3 議 案

- 議案第6号 浦河町外高等学校等入学時パソコン等購入費助成要綱制定の件
- 議案第7号 浦河町英語検定等助成金交付要綱の一部を改正する訓令制定の件
- 議案第8号 浦河町子どもの読書推進計画〈第3次計画〉策定について
- 議案第9号 浦河町教育委員会事務局職員の任免について

4 報 告

- 浦河町アウトメディア宣言（2022年版）について
- 浦河町立小・中学校の教育職員に係る時間外在校等時間（超過時間）について

行 事 予 定

4月			
1	金	こどもの読書週間事業 森雅之原画展「浦河の春」~5/8	10:00 図書館
		特別支援教育支援員・日本語支援員研修会	10:00 役場
2	土		
3	日		
4	月	教職員辞令交付式	16:00 文化会館
5	火		
6	水		
7	木	全小中学校始業式 浦小・東部小・荻小・全中学校入学式	
8	金	堺小入学式	
9	土		
10	日		
11	月	「町民交通安全の日」町内一斉街頭啓発	
12	火	第1回日高管内教育委員会教育長会議	13:00 文化会館
13	水	校長・教頭合同会議	9:30 役場
14	木		
15	金		
16	土	郷土博物館企画展「五月人形展」 ~5/8	10:00 文化会館
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		
22	金		
23	土		
24	日		
25	月	日高管内教育委員会連絡協議会総会・日高管内教育長・教育委員合同会議	14:00 日高合同庁舎
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		

浦河町外高等学校等入学時パソコン等購入費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町外進学者の高等学校等入学時におけるパソコン等の購入費の一部を助成することにより、子育て世帯の負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「高等学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び高等専門学校をいう。

2 この要綱において「町外進学」とは、北海道立浦河高等学校を除く高等学校等に進学することをいう。

3 この要綱において「中学校卒業生」とは、浦河町内に住所を有し、かつ、浦河町内の中学校を卒業した生徒をいう。

4 この要綱において「入学時」とは、高等学校等の初期の修業年限の1年間をいう。

5 この要綱において「パソコン等」とは、高等学校等が推奨する性能を備えた学習用端末をいう。

(対象者)

第3条 入学時のパソコン等の購入費の助成を受けることができる者は、町外進学した浦河町卒業生を養育する保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は助成の対象外とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者

(2) 中学校卒業生が児童福祉法（昭和22年法律第164号）による児童入所施設措置費等の支給対象者

(3) パソコン等の購入費に対し、他の助成金又は補助金の交付を受ける者

(対象要件)

第4条 助成金の対象となるパソコン等は、浦河町内の店舗又は取扱事業所で購入されたものとする。ただし、高等学校等が購入業者を指定している場合は、この限りでない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、パソコン等の購入金額に2分の1を乗じて得た額（当該額が上限額を超えるときは上限額とする。）以内の額とし、上限額を2万円とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 助成金の交付は、中学校卒業生1人につき1回限りとする。

別記様式1 (第6条関係)

浦河町外高等学校等入学時パソコン等購入費助成申請書

年 月 日

浦河町教育委員会教育長 様

住 所
申請者
氏 名

(電話)

浦河町外高等学校等入学時パソコン等購入費助成要綱の規定により下記のとおり申請いたします。

記

※助成要件 (□の欄をレでチェックをしてください。)

高等学校等が推奨する性能を備えた学習用端末を購入しました。

申請するパソコン等購入について、他の助成金や補助金の申請・交付はありません。

高 等 学 校 名			
パ ソ コ ン 等 購 入 金 額		円	パ ソ コ ン 等 購 入 場 所
入 学 生 徒 名		年 月 日 (満 歳)	日 生 ま れ 歳
振 込 先	金 融 機 関 名		
	口 座 番 号	口 座 の 種 別 該 当 に ○	普 通 ・ 当 座
	(フリガナ) 口 座 名 義 人		

【添付書類】

領収書

合格通知書の写し又は学生証の写し (高等学校等に入学したことが確認できる書類)

議案第7号

浦河町英語検定等助成金交付要綱の一部を改正する訓令制定の件

浦河町英語検定等助成金交付要綱の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月30日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野浩嗣

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第4条関係）		年 月 日
浦河町教育長 様		
学校名 学校長		
浦河町英語検定等助成金交付申請について		
次の表に掲げる者の英語検定等助成金を浦河町英語検定等助成金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、申請いたします。		
助成事業	<input type="checkbox"/> 英語検定	<input type="checkbox"/> 漢字検定
1	()	年 組
2	()	年 組
3	()	年 組
4	()	年 組
5	()	年 組
6	()	年 組
7	()	年 組
8	()	年 組
9	()	年 組
10	()	年 組

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(説 明)

英語検定・漢字検定の助成金申請の様式について、受験日・受験項目を明確化し、押印を廃止した様式に改正するものです。

改正案

現行

様式第2号 (第4条関係)

年 月 日

浦河町教育長 様

学校名

学校長

浦河町英語検定等助成金交付申請について

次の表に掲げる者の英語検定等助成金を浦河町英語検定等助成金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、申請いたします。

助成事業	<input type="checkbox"/> 英語検定	<input type="checkbox"/> 漢字検定
------	-------------------------------	-------------------------------

	保護者名 (児童生徒名)	学年・組	受験日	検定級	検定料
1	()	年 組	月 日	級	円
2	()	年 組	月 日	級	円
3	()	年 組	月 日	級	円
4	()	年 組	月 日	級	円
5	()	年 組	月 日	級	円
6	()	年 組	月 日	級	円
7	()	年 組	月 日	級	円
8	()	年 組	月 日	級	円
9	()	年 組	月 日	級	円
10	()	年 組	月 日	級	円

様式第2号 (第4条関係)

年 月 日

浦河町教育長 様

学校名

学校長

浦河町英語検定等助成金交付申請について

次の表に掲げる者の英語検定等助成金を浦河町英語検定等助成金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、申請いたします。

	保護者名 (児童生徒名)	学年・組	検定種別	検定級	検定料
1	()	年 組	英検・漢検	級	円
2	()	年 組	英検・漢検	級	円
3	()	年 組	英検・漢検	級	円
4	()	年 組	英検・漢検	級	円
5	()	年 組	英検・漢検	級	円
6	()	年 組	英検・漢検	級	円
7	()	年 組	英検・漢検	級	円
8	()	年 組	英検・漢検	級	円
9	()	年 組	英検・漢検	級	円
10	()	年 組	英検・漢検	級	円

議案第9号

浦河町教育委員会事務局職員の任免について

令和4年4月1日付浦河町教育委員会事務局職員の任免を求めます。

令和4年3月30日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

記

○別紙のとおり

浦河町立小・中学校の教育職員に係る時間外在校等時間（超過時間）について

○期 間：令和3年（2021年）4月～6月

○対象校：町立学校（小学校4校、中学校3校）

○対象職員：教職員（校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員等）

※浦河町教育委員会では「浦河町立学校における働き方改革アクション・プラン」において、
教職員の時間外在校等時間の目標を1ヶ月で45時間以内、1年間で360時間以内としている。

学校種別の時間外在校等時間（超過時間）状況【第1四半期】

区分	学校種別	時間外在校等時間（超過時間）別人数				全職員平均
		45時間 以下	46～80 時間	81～100 時間	100 超時間	
4月分	小学校 (4校)	33名 (52.4%)	26名 (41.2%)	3名 (4.8%)	1名 (1.6%)	50.3時間
	30名 (47.6%)					
	中学校 (3校)	19名 (42.2%)	17名 (37.8%)	7名 (15.6%)	2名 (4.4%)	56.7時間
	26名 (57.8%)					
5月	小学校 (4校)	43名 (68.2%)	16名 (25.4%)	3名 (4.8%)	1名 (1.6%)	38.7時間
	20名 (31.8%)					
	中学校 (3校)	32名 (71.1%)	11名 (24.5%)	2名 (4.4%)	0名 (0.0%)	31.1時間
	13名 (28.9%)					
6月	小学校 (4校)	35名 (57.1%)	23名 (36.5%)	3名 (4.8%)	1名 (1.6%)	44.4時間
	27名 (42.9%)					
	中学校 (3校)	22名 (47.8%)	18名 (40.9%)	4名 (9.0%)	1名 (2.3%)	48.0時間
	23名 (52.2%)					

浦河町立小・中学校の教育職員に係る時間外在校等時間（超過時間）について

○期 間：令和3年（2021年）10月～12月

○対象校：町立学校（小学校4校、中学校3校）

○対象職員：教職員（校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員等）

※浦河町教育委員会では「浦河町立学校における働き方改革アクション・プラン」において、
教職員の時間外在校等時間の目標を1ヶ月で45時間以内、1年間で360時間以内としている。

学校種別の時間外在校等時間（超過時間）状況【第3四半期】

区分	学校種別	時間外在校等時間（超過時間）別人数				全職員平均
		45時間 以下	46～80 時間	81～100 時間	100 超時間	
10月	小学校 (4校)	47名 (73.4%)	14名 (21.9%)	2名 (3.1%)	1名 (1.6%)	39.1時間
	17名 (26.6%)					
10月	中学校 (3校)	21名 (47.7%)	15名 (34.1%)	6名 (13.7%)	2名 (4.5%)	50.6時間
	22名 (52.3%)					
11月	小学校 (4校)	43名 (67.1%)	19名 (29.7%)	1名 (1.6%)	1名 (1.6%)	36.1時間
	21人 (32.9%)					
11月	中学校 (3校)	36名 (81.8%)	4名 (9.1%)	4名 (9.1%)	0名 (0.0%)	31.5時間
	8名 (18.2%)					
12月	小学校 (4校)	53名 (82.8%)	9名 (14.1%)	2名 (3.1%)	0名 (0.0%)	32.6時間
	11名 (17.2%)					
12月	中学校 (3校)	32名 (72.7%)	7名 (15.9%)	5名 (11.4%)	0名 (0.0%)	38.4時間
	12名 (27.3%)					

浦河町 子どもの読書推進計画(案)

<第3次計画>

令和4年度～令和8年度



浦河町教育委員会

1 計画策定の趣旨

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律¹」が施行され、国と地方公共団体は、子どもの読書の推進に関する施策を総合的に策定し、実施することが定められました。

浦河町においては、昭和56年度を初年度とする「生涯学習」をまちづくりの目標に掲げ、社会教育・体育中期計画（昭和56年度～昭和58年度）以来、社会教育施設を拠点に、生活の向上や自己の充実を目指す生涯学習社会の実現をめざし、第1期から第7期生涯学習推進中期計画（令和1年度～令和3年度）を策定し、その中で子どもを含む町民の読書推進を網羅し、まちづくりを進めてきました。

当町では子どもの読書推進計画を平成28年度に第1次、令和1年度に第2次計画を策定し、浦河町のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書が行うことができるよう、その環境の整備を図ることを計画的に推進してきました。

本計画は、第2次計画が令和3年度で終了することから、これまでの取り組みの成果を活かし、社会情勢の変化を踏まえ、総合的・計画的な読書活動のさらなる推進のために策定するものです。

¹【子どもの読書活動の推進に関する法律】

平成13年12月に施行された、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律。

3 基本目標

基本目標1. 地域全体で子どもが本に親しむ機会の推進

推進方策1-1 家庭における本に親しむ機会の推進

推進方策1-2 地域における本に親しむ機会の推進

推進方策1-3 学校における本に親しむ機会の推進

基本目標2. 子どもが本に親しむための環境整備

推進方策2-1 公共図書館等の取り組み

推進方策2-2 学校図書館の取り組み

4 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳とします。

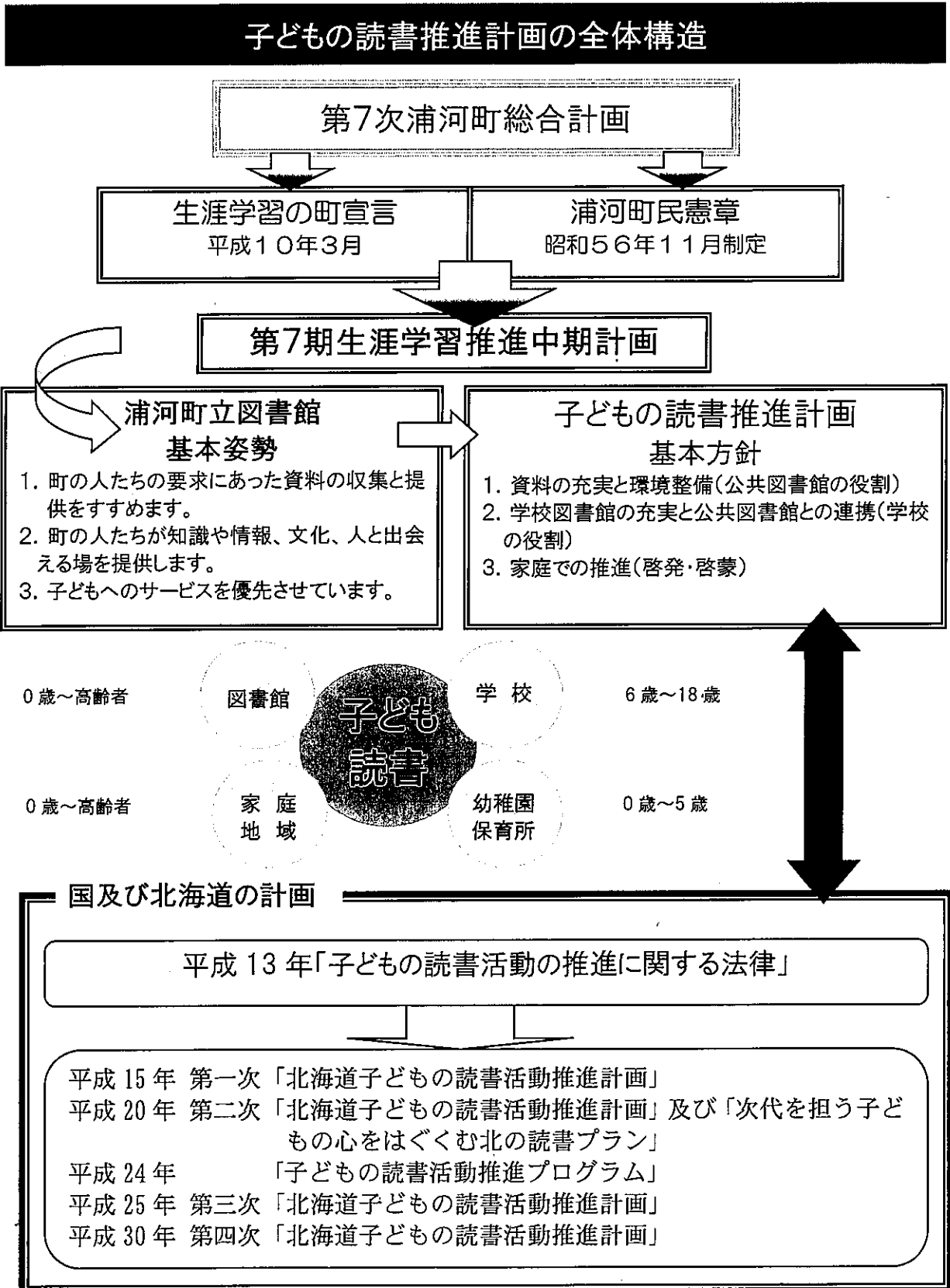
- 1) 乳幼児期（0歳～6歳） 小学校入学前の子ども
- 2) 小学生期（6歳～12歳） 小学校児童
- 3) 中学生期（12歳～15歳） 中学校生徒
- 4) 高校生期（15歳～18歳） 高等学校生徒

各期の特徴

1) 乳幼児期(0歳～6歳)「本に出会う」

乳幼児期は、大人の語りかけに反応し、そのくり返しの中で言葉を習得し、一語文から二語文、多語文へと進み、文を構成するようになり、この過程で言語思考の力が育てられていきます。わらべうたや遊びうた、語りかけのくり返しなどによって語彙が豊かになり、絵本の読み聞かせによって絵と言葉を楽しむようになっていきます。生活体験や言葉によってまわりとのコミュニケーションがひろがっていきます。

6 計画の位置づけ(計画の構造)



浦河町立図書館読書アンケート(2020年2月実施、回答者数 1,103人)

【本を読むことは好きですか】

	好き	どちらかという好き	どちらかという嫌い	嫌い
小学生低学年	59.9%	25.2%	7.6%	7.3%
小学校高学年	47.5%	36.5%	11.8%	4.2%
中学生	35.5%	37.7%	15.2%	11.7%
高校生	27.8%	38.6%	26.5%	7.1%

【1日にどれくらい本を読みますか】

	10分以下	10～30分	30分～1時間	1時間以上	読まない
小学生低学年	26.0%	37.0%	15.6%	11.8%	9.5%
小学校高学年	20.2%	44.1%	13.7%	11.0%	11.0%
中学生	23.7%	22.0%	10.8%	8.6%	34.9%
高校生	14.2%	18.2%	8.0%	2.8%	56.8%

【1か月に何冊本を読みますか】

	1冊	2～5冊	6～10冊	11冊以上	読まない
小学生低学年	13.7%	29.8%	20.2%	31.3%	5.0%
小学校高学年	9.9%	46.6%	19.5%	16.4%	7.6%
中学生	26.0%	29.9%	6.5%	7.8%	29.9%
高校生	26.9%	20.7%	2.8%	0.3%	49.4%

(2)統計からみる子どもの読書の課題について

学校読書調査報告によると、1ヶ月の平均読書冊数は小・中・高校生ともに増加しており、不読者は減少していますが、統計の数値に一喜一憂するのではなく、継続的に子どもの読書活動の支援に力を入れる必要があります。

浦河町の読書アンケートでは中学生の不読者(1か月に読んだ本が0冊の生徒)が全国のほぼ3倍になっている一方、「読書が好き」「どちらかという好き」という回答は73%に上っています。学年が上がるにつれ読書時間は減少しており、中・高生の読書時間を確保するための取り組みを推進していく必要があります。そのためにも幼少期から本に親しみ、読書の習慣化を図ることが重要です。

(1)乳幼児期から本に親しむ機会の充実

【具体的な取り組み】

1)赤ちゃん絵本ひろば⁴の開催

新型コロナウイルス感染対策を講じ、実施する。

(2)小学生・中学生・高校生が本に親しむ機会の充実

【具体的な取り組み】

1)読書推進事業の実施

子ども読書推進事業	・読書マスター ⁷ ・ビブリオバトル ⁸ ・北海道日本ハムファイターズ読書促進全道キャンペーン ⁹ 「グラブを本に持ちかえて」 ・人形劇のつどい
こどもの読書週間 ⁵ 事業	・館内展 ・スタンプラリー ・あおぞら図書館 ¹⁰
読書週間 ⁶ 事業	・うらら号のつどい ¹¹ ・手づくりあそびのつどい ¹² ・おたのしみ会(七夕・クリスマス・ひなまつりなど季節の行事) など

2)「おはなしサークルかくれんぼ¹³」による、児童館等でのお話会の支援と推進

4 【赤ちゃん絵本ひろば】赤ちゃん用の絵本を揃え、ブックスタートとして0歳～2歳を対象に、読み聞かせや手遊び、赤ちゃん向けブックリスト等の配布を行う。平成19年度から実施。

5 【こどもの読書週間】1959年(昭和34年)子どもたちにもっと本を、との願いから社団法人読書推進運動協議会によって制定され、2000年の「子ども読書年」を機に、現在の4月23日～5月12日になった。

6 【読書週間】1974年(昭和22年)読書の力によって、平和な文化国家をつくるため第1回『読書週間』が開催された。翌第2回から10月27日～11月29日(文化の日を中心にした2週間)と定められた。

7 【読書マスター】図書館で作成したおすすめの本のリスト、または自分で読んだ本を読書ノートに記録し、20冊以上読むと「読書マスター」に認定する。

8 【ビブリオバトル】書物を表す「ビブリオ」と戦いを表す「バトル」を組み合わせた造語で好きな本の魅力を紹介し合い、聴衆がどの本を一番読みたくなるかを競う、本の紹介を中心としたコミュニケーションゲーム。

9 【日本ハムファイターズ読書促進全道キャンペーン】北海道日本ハムファイターズの企画で道内の市町村立図書館に参加してもらい、夏休みの間に指定プログラムを完了した児童を対象にファイターズの試合に招待したり、ファイターズのロゴ入りシャープペンシルのプレゼントを行っている。

10 【あおぞら図書館】コロナ禍のため屋外でも楽しめるイベントとして令和2年度より開催。令和3年度は博物館まつりに参加する形で実施。

11 【うらら号のつどい】東町第5自治会の要請を受け、図書館の広報を兼ねて協力している七夕行事。

12 【手づくりあそびのつどい】飾りものの工作や、季節の遊びなど行う。

13 【おはなしサークル「かくれんぼ」】読み聞かせのボランティアグループ(平成2年に結成)

(2)普及・啓発活動の推進

【具体的な取り組み】

- 1)教職員や図書委員による本の紹介など、読書啓発の推進
- 2)ホームページや図書だよりの発行による読書に関する情報提供の推進

2)放課後児童対策における本と触れ合う機会の推進

図書館資料貸出の継続

東部児童ひろば	ふれあい会館	堺町児童館
30冊×月2回	30冊×月1回	30冊×月1回

3)うらら号貸出の充実

	令和2年度	目標(R8)
小学校	4,851冊	7,000冊
中学校	98冊	300冊
保育所幼稚園	1,292冊	1,500冊



4)学級団体貸出の充実

図書館資料を学級文庫として貸出

	令和3年度	目標(R8)
小学校	2校 月510冊	継続
中学校	1校 月90冊	



○推進方策2-2 学校図書館の取り組み

学校図書館は、学びの場であるとともに、本に親しむ場として、成長を支える役割を担っています。

学校教育においては、基礎・基本的な知識や技能を確実に習得させ、課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、学習に取り組む態度を養うため、言語活動の充実が求められています。

そのため、授業において、学校図書館の活用を図り、本に親しむ機会を充実させる必要があります。

また、学校図書館は、好きな本を選ぶ、読む、調べ学習の拠点になるなど「いつでも開いている図書館」が求められ、司書教諭や担当職員を中心に、充実に努める必要があります。

(1)統計による学校図書館の現状について

【令和2年度「学校図書館の現状に関する調査²¹」による学校図書館図書標準²²の達成状況(達成率 100%の学校数の割合)】

	全国	北海道	浦河町
公立小学校平均	71.2%	49.4%	50.0%
公立中学校平均	61.1%	48.8%	0.0%

【令和3年度浦河町小中学校の図書標準達成率(浦河町立図書館調べ)】

	50%未満	50~70%	80~99%	100%以上
小学校			1校	3校
中学校	1校	2校		

²¹【学校図書館の現状に関する調査】学校図書館に関する行政上の参考とするため、都道府県教育委員会等を通じて、文部科学省が行っている調査。

²²【学校図書館図書標準】公立の義務教育学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、平成5年3月に文部省が定めたもの。

資 料



(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布のこの法律は、公布の日から施行する。